

議案第 59 号

令和 7 年度十日町市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度十日町市の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 58,200 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 250,200 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債」による。

令和 7 年 5 月 28 日提出 十 日 町 市 長 関 口 芳 史

令和 7 年 5 月 日議決 十日町市議会議長 村 山 達 也

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 市債		千円 0	千円 58,200	千円 58,200
	1 市債	0	58,200	58,200
歳 入 合 計		192,000	58,200	250,200

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 165,004	千円 58,200	千円 223,204
	1 総務管理費	165,004	58,200	223,204
	歳 出 合 計	192,000	58,200	250,200

第 2 表

地 方 債

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
過 疎 対 策 事 業 債	58,200	普通貸借 又は 証券発行 (登録債)	4.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入れ る政府資金 及び地方公 共団体金融 機構資金に ついて、利率 の見直しを 行った後に おいては、当 該見直し後 の利率)	政府資金及び地方公共団体金融 機構資金についてはその融通条件 により、銀行その他の場合にはその 債権者と協定するものによる。 ただし、市の財政その他の都合によ り据置期間及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上げ償還又は低利に借換 えることができる。
計	58,200			

1 総括
(歳入)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

7 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
1 過疎対策事業債	千円 0	千円 58,200	千円 58,200
計	0	58,200	58,200

節		説	明
区 分	金 額		
1 過疎対策事業 債	千円 58,200	川西診療所解体事業	千円 58,200

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 165,004	千円 58,200	千円 223,204	千円	千円 58,200 市債 58,200	千円	千円
計	165,004	58,200	223,204		58,200		

節		説 明	
区 分	金 額		
14 工事請負費	千円 58,200	005 一般経費.....	千円 58,200
		30 川西診療所解体事業（過疎債）〔国保川西診療所〕…	58,200
		14 建物解体工事	58,200

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前々年度末 現 在 高	前 年 度 末 現在高見込額 ①	当該年度中増減見込額			当該年度末
			当該年度中起債見込額		当該年度中 元金償還 見込額④	現在高見込額 ①＋②＋③－④
			当該年度 事業充当分②	繰越事業 充 当 分 ③		
1 過疎対策事業債	0	162,500	58,200	5,700	0	226,400
合 計	0	162,500	58,200	5,700	0	226,400

